

## 卵選別包装業者届出 審査基準

### 【事務の根拠、届出事項等】

食品製造業等取締条例 第五条の五

卵選別包装業者は、営業を開始したときは、その日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に、東京都規則で定める書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- 一 住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 二 営業所の所在地
- 三 営業所の名称、屋号又は商号
- 四 営業を開始した年月日
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

### 【届書様式】

食品製造業等取締条例施行規則 第七条

条例第五条の五第一項の規定による届出は、別記第十号様式の三による届書による。

別記第 10 号様式の 3(第 7 条関係)

(表)

年 月 日	
殿	
郵便番号	
住 所	
卵選別包装業者	
電話番号	
フリガナ 氏 名	
年 月 日生	
法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
卵選別包装業者営業開始届	
下記のとおり卵選別包装業者として営業を開始したので、食品製造業等取締条例第 5 条の 5 第 1 項の規定により届け出ます。	
記	
営業所の所在地	
営業所の名称等	
営業を開始した年月日	年 月 日
添付書類 施設の平面図	

(日本産業規格 A 列 4 番)

(裏)

卵選別包装施設状況票

施設の区分	1 養鶏場 2 専業卵選別包装施設 3 卵卸売業 4 その他( )		
1日の平均取扱量	個/日 又は kg/日	洗浄工程	1 有 2 無
検卵方法	1 透過光線 2 目視 3 その他( )		